利付国庫債券（20年）(第152回)	1.2％	令和17年３月20日	4,300,000,000円
利付国庫債券（20年）(第153回)	1.3％	令和17年６月20日	8,400,000,000円
利付国庫債券（20年）(第154回)	1.2％	令和17年９月20日	500,000,000円
利付国庫債券（20年）(第155回)	1.0％	令和17年12月20日	4,000,000,000円
利付国庫債券（20年）(第156回)	0.4％	令和18年３月20日	9,600,000,000円
利付国庫債券（20年）(第158回)	0.5％	令和18年９月20日	4,000,000,000円
利付国庫債券（20年）(第159回)	0.6％	令和18年12月20日	2,000,000,000円
利付国庫債券（20年）(第163回)	0.6％	令和19年12月20日	28,800,000,000円
利付国庫債券（20年）(第164回)	0.5％	令和20年３月20日	6,500,000,000円
利付国庫債券（20年）(第166回)	0.7％	令和20年９月20日	5,500,000,000円
利付国庫債券（20年）(第167回)	0.5％	令和20年12月20日	2,500,000,000円
利付国庫債券（20年）(第177回)	0.4％	令和23年６月20日	188,900,000,000円
利付国庫債券（30年）(第６回)	2.4％	令和13年11月20日	1,700,000,000円
利付国庫債券（30年）(第７回)	2.3％	令和14年５月20日	3,800,000,000円
利付国庫債券（30年）(第15回)	2.5％	令和16年６月20日	3,500,000,000円
利付国庫債券（30年）(第20回)	2.5％	令和17年９月20日	8,500,000,000円
利付国庫債券（30年）(第21回)	2.3％	令和17年12月20日	400,000,000円
利付国庫債券（30年）(第22回)	2.5％	令和18年３月20日	3,000,000,000円
利付国庫債券（30年）(第23回)	2.5％	令和18年６月20日	400,000,000円
利付国庫債券（30年）(第24回)	2.5％	令和18年９月20日	2,800,000,000円
利付国庫債券（30年）(第26回)	2.4％	令和19年３月20日	10,000,000,000円
利付国庫債券（30年）(第27回)	2.5％	令和19年９月20日	2,000,000,000円
利付国庫債券（30年）(第28回)	2.5％	令和20年３月20日	500,000,000円
利付国庫債券（30年）(第29回)	2.4％	令和20年９月20日	13,000,000,000円
利付国庫債券（30年）(第30回)	2.3％	令和21年３月20日	5,000,000,000円
利付国庫債券（30年）(第31回)	2.2％	令和21年９月20日	2,500,000,000円
利付国庫債券（30年）(第32回)	2.3％	令和22年３月20日	94,600,000,000円
利付国庫債券（30年）(第33回)	2.0％	令和22年９月20日	1,000,000,000円
利付国庫債券（30年）(第34回)	2.2％	令和23年３月20日	14,000,000,000円

○財務省告示第四十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和八年一月八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年一月十一日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（２年）(第479回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で10,134,400,000円
6	払込金額	10,142,507,520円
7	最低額面金額	50,000円
8	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9	発行日	令和８年１月８日
10	発行価格	額面金額100円につき100円８銭
11	利率	年1.0％
12	経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額$\times\frac{1.0}{100}\times\frac{38}{365}$
13	初期利子	令和８年６月１日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額$\times\frac{1.0}{100}\times\frac{1}{2}$
14	第２期以後の利子	毎年６月１日及び12月１日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15	償還期限	令和９年12月１日
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	元利金支払場所	日本銀行
18	払込期日	令和８年１月８日

○財務省告示第四十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和八年一月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年一月十一日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（５年）(第182回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で2,995,100,000円